一般社団法人大学コンソーシアム沖縄組織規則

令和元年６月１８日
制　　定

（目的）
第１条　この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、一般社団法人大学コンソーシアム沖縄（以下「本法人」という。）の組織に関し、必要な事項を定める。

（意思決定機関）
第２条　本法人の運営について必要な事項を定めるため、意思決定機関として社員総会を置く。
２　社員総会に関し必要な事項は、別に定める。

（業務執行機関）
第３条　本法人の業務を執行するため、次の業務執行機関を置く。
(1) 代表理事
(2) 副代表理事
２　代表理事は、法人を代表し、その業務を統括する。
３　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときにその職務を代理する。

（監査人）
第４条　本法人の会計、財産及び業務執行機関の業務執行等の状況を監査するため、監査人を置き、代表理事が指名する理事２人をもって充てる。
２　監査人の監査に関し必要な事項は、別に定める。

（事業実施機関）
第５条　本法人の事業を実施するため、次の事業実施機関を置く。
子どもの居場所学生ボランティアセンター
２　事業実施機関に関し必要な事項は、別に定める。

（運営委員会）
第６条　本法人の運営を円滑に実施するため、運営委員会を置く。
２　運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）
第７条　本法人の業務の執行を補助するため、事務局を置く。
２　事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局に関し必要な事項は、別に定める。

（組織図）

第８条　本法人の組織図を別紙のとおり定める。

（改廃）

第９条　この規則の改廃は、社員総会の議を経て代表理事が行う。

附　則

この規程は、令和元年 6 月 18 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。